

## 『灸譜』について

鶴田 泰平

日本鍼灸研究会

『灸譜』(写本)は、江戸中後期の医家・後藤栗庵の口述を筆記した『傷寒瑣言』に、江戸中期の医家・香川修庵著『病因論』とともに合綴されている経穴書である。

その構成は、「灸譜目録」と「灸譜」から成り、「灸譜目録」は「灸譜」に所収される人体部位毎の経穴名を記した目次部分と、経穴の取穴時に基準となる骨度と同身寸法を、「子寸法 頭ノ堅ヲ取 前髪際ヨリ後髪際ニテ一尺二寸トス」「丑寸法 頭ノ横ヲ取 神庭ヨリ曲差マデ、曲差ヨリ本神マデ、本神ヨリ頭維マデ、各一寸五分。凡テ四寸五分」というように、子から亥までの十二支を接頭に付した寸法単位に分類して説明している「揆穴寸法」より成る。「灸譜」は「頭面部」「胸腹部」「背腰部」「手肢部」「足肢部」の5部より成り、「頭面部」3穴、「胸腹部」10穴、「背腰部」24穴(「四華患門」は1カウントとした)、「手肢部」7穴、「足肢部」12穴の総数56穴の経穴について、「揆式」と称する取穴法を記し、次いで「試験」と題する主治病症が記述されている。本書の書名より、「試験」の主治病症は灸法に対する言及が主であると思われるが、「頭項痛不得回顧。灸」「傷寒、熱結項、不得解散。針」「胸痺心痛、欬逆上気、小兒哮喘、気噎気膈。此穴禁針」といった、主治病症の末尾に、小文字で「灸」、「針」、「此穴禁針」と適用や可不可が記されている条があり、「以三稜針出血」「味噌又ハ蒜ヲ敷テ、大艾炷ヲ灸ス。十壯」のように灸法や鍼法自体が示されているものもある。また、「揆式」の経文中や末尾に、必要に応じ、「中腕ノ下二寸。辰」「臍下三寸。巳」などのように、先述の「揆穴寸法」の参考項目にあたる十二支の文字が小文字で記されている。経穴位置や人体部位を示す図は全く無い。

本書には序文や跋文の記載は無く、また、著述者および書写した人物に関する記述も一切無いが、「揆穴寸法」の項に見られる十二支を用いた同身寸法の単位的な表記法は、江戸中期の医家・堀元昌の経穴部位に関する説の口訣書『揆穴法』『揆穴明弁』に所載されており、『揆穴法』には「淵々堂揆穴寸尺法」に、『揆穴明弁』には「廻瀾堀先生揆穴寸法」の項に、「通字号」と称し「子字号」「丑字号」の名で見られ、江戸中後期の医家・和田東郭の説を記した『十四経記聞』にも「通ノ号」と題して「子ノ号」「丑ノ号」の形で使用されており、指定される基準も同内容であることから、著者に関しては、堀元厚、元昌に続く系統の人物が考えられるが未詳である。

今回の調査は『灸譜』の著者やその系統などを考察する手掛りを得ることを目的に、江戸期の他の経穴書、灸方書との内容・構成比較をした。